

第10節 出産貸付け

1 貸付事由

- (1) 要件・・・組合員(任意継続組合員、再任用組合員を含む。)が出産費、又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのために資金を必要とする場合
- (2) 対象者
次のいずれかに該当し、出産費等の支給を受ける見込みがある者
 - ア 出産予定日まで2ヶ月以内(多胎妊娠の場合は4ヶ月以内)の組合員、又は出産予定日まで2ヶ月以内(多胎妊娠の場合は4ヶ月以内)の被扶養者を有する組合員。
 - イ 妊娠4ヶ月以上の組合員、又は妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する組合員で、医療機関等に一時的な支払いを必要とする者。

2 貸付限度額

出産費又は家族出産費相当額

3 利率

利息は徴しません。

4 申込書及び添付書類

- (1) 出産貸付申込書 (規程) 様式第1号(4)
- (2) 上記1の(2)アに該当する者
 - ア 母子健康手帳の写し(表紙部分)
 - イ 出産証明書 (出産予定日まで2ヶ月以内であることを証明する書類) (細則様式第22号(様式の項目をみたしていれば病院所定の様式でも可。))
- (3) 上記1の(2)イに該当する者
 - ア 母子健康手帳の写し(表紙部分)
 - イ 出産証明書 (妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類) (細則様式第22号)
 - ウ 医療機関等の一時的な支払いに要する費用の内訳がわかる請求書、又は領収書の写し
- (4) 出産貸付借用証書 (規程) 様式第3号(5)
- (5) 貸付事業における個人情報に関する同意書 (細則様式第20号)
- (6) 出産貸付金控除依頼書 (細則様式第14号)

5 償還

貸付金の償還方法は、通常の償還、即時償還の2種類です。

(1) 通常の償還

ア 組合が借受人に支給する当該出産費等の支給額から、一時に源泉控除します。

イ 出産費等として支給される額が貸付金額に満たないときは、その差額に相当する金額を出産費附加金、又は家族出産費附加金から源泉控除します。

この場合、借受人は出産貸付金控除依頼書（様式第14号）を提出してください。

ウ 当該出産費に係る出産費附加金、又は家族出産費附加金から控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は、支部の発行する振込依頼書により払込んでください。

(2) 即時償還

借受人が一定の事由に該当した場合、貸付金の全額を即時に償還しなければなりません。

ア 即時償還の事由

(ア) 申込みの内容に偽りがあったとき

(イ) 出産費等が支給されないとき

(ウ) その他貸付規程に違反したとき

イ 償還金の払込み

即時償還の償還の払込みについては、高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る即時償還の払込みの例に準じて取り扱います。

☆☆参照条文☆☆

規程4条9号・7条・8条1項9号・9条5項・10条・16条の2・17条の2・18条、
細則8条

様式名	<u>出産貸付申込書</u>
	(規程) 様式第1号(4)
	<u>出産貸付借用証書</u>
	(規程) 様式第3号(5)
	<u>貸付事業における個人情報に関する同意書</u>
	細則様式第20号
	<u>出産証明書</u>
細則様式第22号	
<u>出産貸付金控除依頼書</u>	
細則様式第14号	